新型コロナウイルス感染症対策蔵王町中小企業振興資金利子補給金

交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大により事業活動に影響を受けた中小企業者の支援を行うため、予算の範囲内において蔵王町中小企業振興資金利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等交付規則（平成８年蔵王町規則第５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付対象者）

第２条　交付対象者は、蔵王町中小企業振興資金（以下「振興資金」という。）により融資を受けた中小企業者で、町内に本社又は主たる事業所を有するものとする。

２　前項については、蔵王町商工会長（以下「商工会長」という。）の審査を受け、１か月間の売上高が前年同月の売上高に比して１０％以上減少したと認定された者とする。

（借入期間及び利子補給金交付対象期間）

第３条　利子補給金の交付対象となる振興資金の借入期間及び利子補給金交付対象期間は、別表のとおりとする。

（利子補給金の額）

第４条　利子補給金は、毎年１月１日（借入れを行った年は借入れの日）から１２月３１日までの償還に係る利子（延滞利子額を除く。）の合計額とする。ただし、償還の遅延等により償還計画の年次を超えた場合の当該償還金に係る利子については、交付対象外とする。

（認定申請）

第５条　利子補給金の交付を受けようとする者は、新型コロナウイルス感染症対策蔵王町中小企業振興資金利子補給金交付対象認定申請書（様式第１号。以下「認定申請書」という。）により商工会に申請するものとする。

２　商工会長は、前項の認定申請書を受けたときは、その適否を審査し、適当と認めたときは、新型コロナウイルス感染症対策蔵王町中小企業振興資金利子補給金交付対象認定書（様式第２号。以下「交付対象認定書」という。）を交付するものとする。

（交付申請）

第６条　利子補給金の交付を受けようとする者は、新型コロナウイルス感染症対策蔵王町中小企業振興資金利子補給金交付申請書（様式第３号。以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付し、商工会長を経由し町長に申請するものとする。

（１）振興資金の融資に係る契約書の写し

（２）振興資金に係る償還予定表の写し

（３）交付対象認定書の写し

（４）融資を行った金融機関が発行する支払利子証明書（様式第４号）

（５）町税等完納証明書（上下水道使用料等を含む。）

（６）その他町長が必要と認める書類

２　前項の交付申請書は、翌年の１月末日までに提出しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

（交付決定）

第７条　町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し利子補給することが適当と認めたときは、新型コロナウイルス感染症対策蔵王町中小企業振興資金利子補給金交付決定通知書（様式第５号）により申請者に通知しなければならない。

（実績報告及び額の確定）

第８条　利子補給金の実績報告は、第６条に規定する交付申請書によって報告されたものとみなす。

２　利子補給金の額の確定は、前条に規定する交付決定をもって確定したものとみなす。

（利子補給金の返還）

第９条　町長は、規則第１６条の規定により、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合は、規則第１７条の規定により既に交付した利子補給金を返還させなければならない。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行し、令和２年２月１日から適用する。

別表（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 振興資金名期間 | 蔵王町中小企業振興資金 |
| 借入期間 | 令和２年２月１日から令和２年９月３０日まで |
| 利子補給金交付対象期間 | 借入日から７年後の応当月の約定日まで |